

第4次変更における主な変更点

1. 山梨英和大学周辺地区景観形成基本計画の追加

山梨英和大学周辺地区景観形成基本計画は、地区における景観形成基準の方針を示すものであり、地区住民及び甲府市との協働で取り組んだアンケートやワークショップ等の活動に基づき作成したものである。

追加箇所 P100～P118

2. 甲府駅北口周辺地区景観計画の追加

甲府駅北口周辺地区景観計画は、地区の特性に応じた、きめ細やかな規制・誘導を図るための計画であり、地区住民、甲府市との協働により取り組んだワークショップ等の活動に基づき作成したものである。

当該計画には、甲府駅北口周辺地区景観形成基準を定め、一定規模を超える行為を届出対象とし、届出の内容について、甲府市全域における景観形成基準と併せ、指導・助言を行うものとする。

追加箇所 P131～P134

なお、甲府駅北口周辺地区景観計画の追加に伴い、これまで地区内において届出を要していた対象及び基準を、次のとおり変更、追加する。

変更箇所 P13

◎建築物を新築等する場合

甲府駅北口周辺地区

平成28年3月31日まで、商業地域は高さ31m又は建築面積2,000㎡を超えるもの並びに 商業地域以外は、高さ20m又は建築面積1,500㎡を超えるもの



平成28年4月1日から、商業地域は高さ20m又は建築面積1,500㎡を超えるもの並びに 商業地域以外は高さ10m又は建築面積200㎡を超えるもの

◎垣、さく、塀等を新築等する場合

甲府駅北口周辺地区

平成28年3月31日まで、高さ3mを超えるもの



平成28年4月1日から、高さ1.2mを超えるもの

◎太陽光発電設備等を新築等する場合

甲府駅北口周辺地区

平成28年3月31日まで、高さ15m又はパネルの合計面積1,000㎡を超えるもの



平成28年4月1日から、高さ15m又はパネルの合計面積500㎡を超えるもの